

令和 7 年 3 月 3 日 招集

令 和 7 年

第1回美唄市議会定例会議案

令和 7 年 1 月 30 日 受 理

例 月 出 納 検 査 結 果 報 告

地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果について、次のとおり監査委員から提出があったので報告する。

令和 7 年 3 月 3 日

美唄市議会議長 谷 村 知 重

例 月 出 納 検 査 結 果 報 告

1 検査の範囲

令和 6 年度 10 月分、11 月分、12 月分
美唄市公営企業会計を除く各会計その他の出納状況

2 検査の期日

令和 6 年 11 月 11 日	10 月分
令和 6 年 12 月 10 日	11 月分
令和 7 年 1 月 10 日	12 月分

3 検査結果の概評

令和6年10月、11月、12月末日現在における一般会計及び市民バス会計、国民健康保険会計、介護保険会計、介護サービス事業会計、後期高齢者医療会計、その他歳入歳出外並びに歳計現金の保管状況は、別紙のとおりであり、関係帳簿、書類を照査した結果、正確であると認められた。

1 歳入歳出及び歳計現金の状況

令和6年度 (令和6年 10月末現在) (単位：円)

会 計 等	予 算 額	収 入				支 出		収支差引
		歳入当月分	歳入累計	一時借入金残高	繰替運用金残高	収 入 計	歳出当月分	歳出累計
一 般 会 計	20,240,838,000	630,048,053	8,871,859,526	0	3,632,000,000	12,503,859,526	1,274,456,879	10,350,283,812
市 民 バ ス 会 計	51,320,000	982,560	23,595,310	0	0	23,595,310	5,747,370	26,315,779
国民健康保険会計	3,034,021,000	212,064,615	1,324,649,495	0	0	1,324,649,495	300,974,863	1,330,097,217
介護保険会計	3,133,781,000	229,390,159	1,853,409,710	0	175,000,000	2,028,409,710	271,330,133	1,493,590,310
介護サービス事業会計	313,160,000	14,503,590	112,193,682	0	0	112,193,682	16,309,599	142,441,385
後期高齢者医療会計	856,263,000	9,450,600	417,403,800	0	0	417,403,800	63,268,501	386,729,439
歳入歳出外	27,629,333,000	1,096,439,577	12,603,111,523	0	3,807,000,000	16,410,111,523	1,932,087,345	13,729,457,942
退職手当		127,760,103	1,085,145,194			1,085,145,194	168,076,956	970,582,235
臨時特別給付金		0	21,978,584			21,978,584	0	21,978,584
つり銭資金		40,000	280,000			280,000	0	280,000
合 計	27,629,333,000	1,224,239,680	13,710,733,021	0	3,807,000,000	17,517,733,021	2,100,204,301	14,724,148,481

2 歳計現金保管状況 (単位：円)

預金先	普通預金
指 定 金 融 機 関	2,793,584,540

3 基金の現金出納及び保管状況

(単位：円)

基 金	種 別	前月末現在高	当 月 中			当月末残高	保管状況	
			収 入	支 出	収支差引		預 金 先	普通預金
財 政 調 整 基 金	預 金	270,716,098	0	0	0	270,716,098	信 組	270,716,098
減 債 基 金	預 金	759,862	0	0	0	759,862	信 組	759,862
過疎地域持続的発展特別事業基金	預 金	108,911	0	0	0	108,911	北 洋	108,911
国民健康保険支払準備基金	預 金	303,107,531	28,091,427	0	28,091,427	331,198,958	北 洋	331,198,958
福祉基 金	預 金	695,501	0	0	0	695,501	北 洋	695,501
介護給付費準備基金	預 金	57,531,336	0	0	0	57,531,336	北 洋	57,531,336
受動喫煙防止健康づくり基金	預 金	11,044	0	0	0	11,044	北 洋	11,044
農 業 振 興 基 金	預 金	1,499,545	0	0	0	1,499,545	美唄市農協	239,817
							峰延農協	711,686
							いわみざわ農協	548,042
交 流 拠 点 施 設 整 備 基 金	預 金	714,828	0	0	0	714,828	道 銀	714,828
森 林 環 境 整 備 基 金	預 金	313,689	0	0	0	313,689	北 洋	313,689
新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金	預 金	452,387	0	0	0	452,387	北 洋	452,387
商工業振興基金	預 金	8	0	0	0	8	北 洋	8
地域医療推進基金	預 金	821,620	0	0	0	821,620	北 洋	821,620
青少年育成基金	預 金	881,206	0	0	0	881,206	道 銀	881,206
文化・スポーツ基金	預 金	831,360	0	0	0	831,360	信 金	831,360
安田侃彫刻美術館アルデピアツァ美唄整備基金	預 金	114,250	0	0	0	114,250	信 金	114,250
学校教育施設整備基金	預 金	71,934	0	0	0	71,934	北 洋	71,934

1 歳入歳出及び歳計現金の状況

令和6年度 (令和6年 11月末現在) (単位：円)

会 計 等	予 算 額	収 入				支 出			収支差引
		歳入当月分	歳入累計	一時借入金残高	繰替運用金残高	収 入 計	歳出当月分	歳出累計	
一 般 会 計	20,240,838,000	2,170,893,890	11,042,753,416	0	3,632,000,000	14,674,753,416	1,820,292,270	12,170,576,082	2,504,177,334
市 民 バ ス 会 計	51,320,000	9,789,290	33,384,600	0	0	33,384,600	4,255,141	30,570,920	2,813,680
国民健康保険会計	3,034,021,000	273,063,953	1,597,713,448	0	0	1,597,713,448	261,463,587	1,591,560,804	6,152,644
介護保険会計	3,133,781,000	324,094,649	2,177,504,359	0	0	2,352,504,359	250,154,730	1,743,745,040	608,759,319
介護サ―ビス事業会計	313,160,000	30,996,661	143,190,343	0	0	143,190,343	15,597,233	158,038,618	△ 14,848,275
後期高齢者医療会計	856,263,000	185,823,100	603,226,900	0	0	603,226,900	45,725,692	432,455,131	170,771,769
計	27,629,383,000	2,994,661,543	15,597,773,066	0	3,807,000,000	19,404,773,066	2,397,488,653	16,126,946,595	3,277,826,471
歳入歳出外		167,162,875	1,252,308,069			1,252,308,069	125,494,988	1,096,077,223	156,230,846
退職手当		0	21,978,584			21,978,584	0	21,978,584	0
臨時特別給付金		0	280,000			280,000	0	280,000	0
つり銭資金		114,000	331,720			331,720	114,000	1,963,720	△ 1,632,000
合 計	27,629,383,000	3,161,938,418	16,872,671,439	0	3,807,000,000	20,679,671,439	2,523,097,641	17,247,246,122	3,432,425,317

2 歳計現金保管状況 (単位：円)

預金先	普通預金
指 定 金 融 機 関	3,432,425,317

3 基金の現金出納及び保管状況

(単位：円)

基 金	種 別	前月末現在高	当 月 中		当月末残高	保管状況	
			収 入	支 出		預 金 先	普通預金
財 政 調 整 基 金	預 金	270,716,098	0	0	270,716,098	信 組	270,716,098
減 価 基 金	預 金	759,862	0	0	759,862	信 組	759,862
過疎地域持続的発展特別事業基金	預 金	108,911	0	0	108,911	北 洋	108,911
国民健康保険支払準備基金	預 金	331,198,958	0	0	331,198,958	北 洋	331,198,958
福祉 基 金	預 金	695,501	0	0	695,501	北 洋	695,501
介護給付費準備基金	預 金	57,531,336	0	0	57,531,336	北 洋	57,531,336
受動喫煙防止健康づくり基金	預 金	11,044	0	0	11,044	北 洋	11,044
農 業 振 興 基 金	預 金	1,499,545	0	0	1,499,545	美唄市農協	239,817
						峰延農協	711,686
						いわみざわ農協	548,042
交 流 拠 点 施 設 整 備 基 金	預 金	714,828	0	0	714,828	道 銀	714,828
森 林 環 境 整 備 基 金	預 金	313,689	0	0	313,689	北 洋	313,689
新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金	預 金	452,387	0	0	452,387	北 洋	452,387
商 工 業 振 興 基 金	預 金	8	0	0	8	北 洋	8
地 域 医 療 推 進 基 金	預 金	821,620	0	0	821,620	北 洋	821,620
青 少 年 育 成 基 金	預 金	881,206	0	0	881,206	道 銀	881,206
文 化 ・ ス ポ ー ツ 基 金	預 金	831,360	0	0	831,360	信 金	831,360
安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄整備基金	預 金	114,250	0	0	114,250	信 金	114,250
学 校 教 育 施 設 整 備 基 金	預 金	71,934	0	0	71,934	北 洋	71,934

1 歳入歳出及び歳計現金の状況

令和6年度 (令和6年 12月末現在)

(単位：円)

会 計 等	予 算 額	収 入				支 出		収支差引
		歳入当月分	歳入累計	一時借入金残高	繰替運用金残高	収入計	歳出当月分	歳出累計
一 般 会 計	20,608,127,000	859,349,066	11,902,102,482	0	3,080,000,000	14,982,102,482	1,174,662,698	13,345,238,780
市 民 バ ス 会 計	51,320,000	929,410	34,314,010	0	0	34,314,010	4,664,233	35,235,153
国民健康保険会計	3,034,021,000	200,477,785	1,798,191,233	0	0	1,798,191,233	373,242,319	1,964,803,123
介護保険会計	3,133,781,000	128,107,510	2,305,611,869	0	175,000,000	2,480,611,869	264,293,021	2,008,038,061
介護サービス事業会計	313,160,000	14,006,011	157,196,354	0	0	157,196,354	34,287,983	192,326,601
後期高齢者医療会計	856,263,000	10,216,600	613,443,500	0	0	613,443,500	95,729,076	528,184,207
歳入歳出外	27,996,672,000	1,213,086,382	16,810,859,448	0	3,255,000,000	20,065,859,448	1,946,879,330	18,073,825,925
退職手当		196,665,793	1,448,973,862			1,448,973,862	237,970,607	1,334,047,830
臨時特別給付金		0	21,978,584			21,978,584	0	21,978,584
つり銭資金		0	280,000			280,000	0	280,000
合 計	27,996,672,000	1,409,752,175	18,282,423,614	0	3,255,000,000	21,537,423,614	2,184,849,937	19,432,096,059

2 歳計現金保管状況 (単位：円)

預金先	普通預金
指定金融機関	2,105,327,555

3 基金の現金出納及び保管状況

(単位：円)

基 金	種 別	前月末現在高	当 月 中		当月末残高	保管状況	
			収 入	支 出		預 金 先	普通預金
財政調整基金	預金	270,716,098	0	0	270,716,098	信 組	270,716,098
減債基金	預金	759,862	26,009,616	0	26,009,616	信 組	26,769,478
過疎地域持続的発展特別事業基金	預金	108,911	0	0	108,911	北 洋	108,911
国民健康保険支払準備基金	預金	331,198,958	0	0	331,198,958	北 洋	331,198,958
福祉基金	預金	695,501	0	0	695,501	北 洋	695,501
介護給付費準備基金	預金	57,531,336	0	0	57,531,336	北 洋	57,531,336
受動喫煙防止健康づくり基金	預金	11,044	9,003,328	0	9,003,328	北 洋	9,014,372
農業振興基金	預金	1,499,545	0	0	1,499,545	美唄市農協	239,817
						峰延農協	711,686
						いわみざわ農協	548,042
交流拠点施設整備基金	預金	714,828	95,035,136	0	95,035,136	道 銀	95,749,964
森林環境整備基金	預金	313,689	1,000,369	0	1,000,369	北 洋	1,314,058
新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金	預金	452,387	0	0	452,387	北 洋	452,387
商工業振興基金	預金	8	100,036,986	0	100,036,986	北 洋	100,036,994
地域医療推進基金	預金	821,620	0	0	821,620	北 洋	821,620
青少年育成基金	預金	881,206	0	0	881,206	道 銀	881,206
文化・スポーツ基金	預金	831,360	95,035,136	0	95,035,136	信 金	95,866,496
安田侃彫刻美術館アルデピアツァ美唄整備基金	預金	114,250	105,038,835	0	105,038,835	信 金	105,153,085
学校教育施設整備基金	預金	71,934	121,044,753	0	121,044,753	北 洋	121,116,687

令和 7 年 1 月 30 日 受理

例 月 出 納 検 査 結 果 報 告

地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果について、次のとおり監査委員から提出があったので報告する。

令和 7 年 3 月 3 日

美唄市議会議長 谷 村 知 重

例 月 出 納 検 査 結 果 報 告

1 検査の範囲

令和 6 年度 10 月分、11 月分、12 月分
病院事業会計

2 検査の期日

令和 6 年 11 月 22 日	10 月分
令和 6 年 12 月 23 日	11 月分
令和 7 年 1 月 22 日	12 月分

3 検査結果の概評

令和6年10月、11月、12月末日現在における病院事業会計の経理状況は、別紙試算表のとおりであり、当該事業から提出された試算表並びに資金予算表と関係帳簿、書類を照査した結果、正確であると認められた。

病院事業会計試算表

令和6年10月末 現在

(単位：円)

借		方		勘 定 科 目	貸		方	
残 高	合 計		合 計		残 高			
	累 計	当 月	当 月			累 計		
			(収 益 勘 定)					
	7,554,515	1,019,540	医 業 収 益	75,644,595	736,018,951	728,464,436		
	96,237		医 業 外 収 益	219,780	304,611,304	304,515,067		
			特 別 利 益	11,027,534	24,552,366	24,552,366		
			(費 用 勘 定)					
765,393,351	765,902,749	100,493,542	医 業 費 用		509,398			
643,885	643,885	40,187	医 業 外 費 用					
4,199,844	4,199,844	45,738	特 別 損 失					
			(資 産 勘 定)					
7,500,405,787	7,500,443,997	1,711,385	有 形 固 定 資 産		2,359,238,683	2,359,200,473		
521,940	521,940		無 形 固 定 資 産					
458,352,128	458,371,228	107,200	投資その他の資産		19,100			
696,439,657	4,837,510,410	183,616,038	現 金 預 金	203,903,105	4,141,070,753			
155,261,457	627,722,865	69,242,166	未 収 金	72,270,171	472,461,408			
			貸 倒 引 当 金 (未 収 金)		56,356	56,356		
3,183,076	44,586,603	8,660,290	貯 蔵 品	7,387,782	41,403,527			
10,000	1,073,088	66,010	前 払 金	66,010	1,063,088			
7,070,884	7,070,884	866,048	そ の 他 流 動 資 産					
			(負 債 勘 定)					
			企 業 債 (固 定 負 債)		3,534,136,645	3,534,136,645		
			長期リース債務					
			引 当 金 (固 定 負 債)		671,305,000	671,305,000		
			一 時 借 入 金					
	78,130,262		企 業 債 (流 動 負 債)		152,465,402	74,335,140		
			短期リース債務					
	2,942,359,378	61,065,131	未 払 金	56,346,251	2,991,669,701	49,310,323		
	64,445,668		引 当 金 (流 動 負 債)		76,456,867	12,011,199		
	106,497,671	9,162,660	そ の 他 流 動 負 債	9,230,707	108,016,978	1,519,307		
			長 期 前 受 金		1,155,695,270	1,155,695,270		
69,936,793	69,936,793		長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額					
			(資 本 勘 定)					
			資 本 金		2,994,906,255	2,994,906,255		
			資 本 剰 余 金		6,120,440	6,120,440		
2,254,709,475	2,254,709,475		欠 損 金					
11,916,128,277	19,771,777,492	436,095,935	合 計	436,095,935	19,771,777,492	11,916,128,277		

病院事業会計試算表

令和6年11月末 現在

(単位：円)

借		方		勘 定 科 目	貸		方	
残 高	合 計		合 計		残 高			
	累 計	当 月	当 月			累 計		
			(収 益 勘 定)					
	10,348,359	2,793,844	医 業 収 益		81,553,054	817,572,005	807,223,646	
	96,237		医 業 外 収 益		298,118	304,909,422	304,813,185	
			特 別 利 益			24,552,366	24,552,366	
			(費 用 勘 定)					
874,587,174	875,096,572	109,193,823	医 業 費 用			509,398		
682,548	682,548	38,663	医 業 外 費 用					
4,199,844	4,199,844		特 別 損 失					
			(資 産 勘 定)					
7,504,914,892	7,504,953,102	4,509,105	有 形 固 定 資 産			2,359,238,683	2,359,200,473	
521,940	521,940		無 形 固 定 資 産					
458,436,228	458,455,328	84,100	投資その他の資産			19,100		
669,365,288	5,016,045,806	178,535,396	現 金 預 金		205,609,765	4,346,680,518		
153,111,083	703,224,078	75,501,213	未 収 金		77,651,587	550,112,995		
			貸 倒 引 当 金 (未 収 金)			56,356	56,356	
3,358,091	53,370,734	8,784,131	貯 蔵 品		8,609,116	50,012,643		
7,240	1,097,128	24,040	前 払 金		26,800	1,089,888		
8,247,495	8,247,495	1,176,611	そ の 他 流 動 資 産					
			(負 債 勘 定)					
			企 業 債 (固 定 負 債)			3,534,136,645	3,534,136,645	
			長期リース債務					
			引 当 金 (固 定 負 債)			671,305,000	671,305,000	
			一 時 借 入 金					
	78,130,262		企 業 債 (流 動 負 債)			152,465,402	74,335,140	
			短期リース債務					
	3,002,645,070	60,285,692	未 払 金		66,844,488	3,058,514,189	55,869,119	
	64,445,668		引 当 金 (流 動 負 債)			76,456,867	12,011,199	
	115,832,485	9,334,814	そ の 他 流 動 負 債		9,668,504	117,685,482	1,852,997	
			長 期 前 受 金			1,155,695,270	1,155,695,270	
69,936,793	69,936,793		長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額					
			(資 本 勘 定)					
			資 本 金			2,994,906,255	2,994,906,255	
			資 本 剰 余 金			6,120,440	6,120,440	
2,254,709,475	2,254,709,475		欠 損 金					
12,002,078,091	20,222,038,924	450,261,432	合 計		450,261,432	20,222,038,924	12,002,078,091	

病院事業会計試算表

令和6年12月末 現在

(単位：円)

借		方		勘 定 科 目	貸		方	
残 高	合 計		合 計		残 高			
	累 計	当 月	当 月			累 計		
			(収 益 勘 定)					
	12,742,995	2,394,636	医 業 収 益	93,800,849	911,372,854	898,629,859		
	96,237		医 業 外 収 益	355,012	305,264,434	305,168,197		
			特 別 利 益	1,105,281	25,657,647	25,657,647		
			(費 用 勘 定)					
1,100,526,531	1,101,035,929	225,939,357	医 業 費 用		509,398			
741,342	741,342	58,794	医 業 外 費 用					
4,199,844	4,199,844		特 別 損 失					
			(資 産 勘 定)					
7,520,067,849	7,520,106,059	15,152,957	有 形 固 定 資 産		2,359,238,683	2,359,200,473		
521,940	521,940		無 形 固 定 資 産					
459,869,528	459,913,128	1,457,800	投資その他の資産	24,500	43,600			
525,755,380	5,371,438,247	355,392,441	現 金 預 金	499,002,349	4,845,682,867			
165,648,888	784,297,050	81,072,972	未 収 金	68,535,167	618,648,162			
			貸 倒 引 当 金 (未 収 金)		56,356	56,356		
3,447,384	61,551,553	8,180,819	貯 蔵 品	8,091,526	58,104,169			
10,000	1,107,128	10,000	前 払 金	7,240	1,097,128			
9,448,585	9,448,585	1,201,090	そ の 他 流 動 資 産					
			(負 債 勘 定)					
			企 業 債 (固 定 負 債)		3,534,136,645	3,534,136,645		
			長期リース債務					
			引 当 金 (固 定 負 債)		671,305,000	671,305,000		
			一 時 借 入 金					
	78,130,262		企 業 債 (流 動 負 債)		152,465,402	74,335,140		
			短期リース債務					
	3,090,187,066	87,541,996	未 払 金	94,040,075	3,152,554,264	62,367,198		
	64,445,668		引 当 金 (流 動 負 債)		76,456,867	12,011,199		
	135,804,454	19,971,969	そ の 他 流 動 負 債	33,412,832	151,098,314	15,293,860		
			長 期 前 受 金		1,155,695,270	1,155,695,270		
69,936,793	69,936,793		長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額					
			(資 本 勘 定)					
			資 本 金		2,994,906,255	2,994,906,255		
			資 本 剰 余 金		6,120,440	6,120,440		
2,254,709,475	2,254,709,475		欠 損 金					
12,114,883,539	21,020,413,755	798,374,831	合 計	798,374,831	21,020,413,755	12,114,883,539		

令和 7 年 1 月 30 日 受理

例 月 出 納 検 査 結 果 報 告

地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果について、次のとおり監査委員から提出があったので報告する。

令和 7 年 3 月 3 日

美唄市議会議長 谷 村 知 重

例 月 出 納 検 査 結 果 報 告

1 検査の範囲

令和 6 年度 10 月分、11 月分、12 月分
水道事業会計

2 検査の期日

令和 6 年 11 月 22 日	10 月分
令和 6 年 12 月 23 日	11 月分
令和 7 年 1 月 22 日	12 月分

3 検査結果の概評

令和6年10月、11月、12月末日現在における水道事業会計の経理状況は、別紙試算表のとおりであり、当該事業から提出された試算表並びに資金予算表と関係帳簿、書類を照査した結果、正確であると認められた。

水道事業会計試算表

令和6年10月末 現在

(単位：円)

借		方		勘 定 科 目	貸		方	
残 高	合 計		合 計		残 高			
	累 計	当 月	当 月			累 計		
			(収 益 勘 定)					
	105,842	2,470	営 業 収 益	36,759,055	279,870,039	279,764,197		
			営 業 外 収 益		63,097,381	63,097,381		
			特 別 利 益					
			(費 用 勘 定)					
144,257,506	144,257,506	15,309,179	営 業 費 用					
23,270,968	23,270,968		営 業 外 費 用					
			特 別 損 失					
			(資 産 勘 定)					
11,967,514,556	11,967,514,556	838,264	有 形 固 定 資 産		5,891,468,781	5,891,468,781		
1,595,800	1,595,800		無 形 固 定 資 産					
194,087,162	805,865,151	77,439,484	現 金 預 金	65,100,109	611,777,989			
			つ り 銭 資 金					
11,558,667	460,530,661	40,419,848	未 収 金	48,956,086	448,971,994			
			貸 倒 引 当 金		5,169,604	5,169,604		
9,178,545	27,629,075	811,880	貯 蔵 品	256,510	18,450,530			
	50,000,000		短 期 貸 付 金		50,000,000			
			前 払 費 用					
37,670,000	37,670,000		前 払 金					
14,632,332	14,632,332	1,443,485	そ の 他 流 動 資 産					
			(負 債 勘 定)					
			企 業 債 (固 定 負 債)		3,094,880,099	3,094,880,099		
			引 当 金 (固 定 負 債)		52,896,190	52,896,190		
			一 時 借 入 金					
	332,101,630	28,456,598	未 払 金	17,510,619	346,376,102	14,274,472		
	118,823,061		企 業 債 (流 動 負 債)		238,726,192	119,903,131		
	25,205		前 受 金		25,205			
	189,949,067	36,641,223	預 り 金	29,121,794	219,335,182	29,386,115		
	2,041,000		引 当 金 (流 動 負 債)		2,041,000			
	2,085	247	そ の 他 流 動 負 債	3,658,505	27,962,953	27,960,868		
	1,155,216,478		繰 延 収 益		2,808,154,277	1,652,937,799		
			(資 本 勘 定)					
			自 己 資 本 金		839,947,043	839,947,043		
			資 本 剰 余 金		113,042,369	113,042,369		
			利 益 剰 余 金		219,037,487	219,037,487		
12,403,765,536	15,331,230,417	201,362,678	合 計	201,362,678	15,331,230,417	12,403,765,536		

水道事業会計試算表

令和6年11月末 現在

(単位：円)

借		方		勘 定 科 目	貸		方	
残 高	合 計		合 計		残 高			
	累 計	当 月	当 月			累 計		
				(収 益 勘 定)				
	105,842			営 業 収 益	40,013,746	319,883,785	319,777,943	
				営 業 外 収 益	184,717	63,282,098	63,282,098	
				特 別 利 益				
				(費 用 勘 定)				
173,140,789	173,140,789	28,883,283		営 業 費 用				
23,270,968	23,270,968			営 業 外 費 用				
				特 別 損 失				
				(資 産 勘 定)				
11,968,566,430	11,968,566,430	1,051,874		有 形 固 定 資 産		5,891,468,781	5,891,468,781	
1,595,800	1,595,800			無 形 固 定 資 産				
189,878,146	881,982,122	76,116,971		現 金 預 金	80,325,987	692,103,976		
				つ り 銭 資 金				
14,322,487	504,777,079	44,246,418		未 収 金	41,482,598	490,454,592		
				貸 倒 引 当 金		5,169,604	5,169,604	
9,129,195	27,680,805	51,730		貯 蔵 品	101,080	18,551,610		
	50,000,000			短 期 貸 付 金		50,000,000		
				前 払 費 用				
63,870,000	63,870,000	26,200,000		前 払 金				
17,353,105	17,353,105	2,720,773		そ の 他 流 動 資 産				
				(負 債 勘 定)				
				企 業 債 (固 定 負 債)		3,094,880,099	3,094,880,099	
				引 当 金 (固 定 負 債)		52,896,190	52,896,190	
				一 時 借 入 金				
	357,007,221	24,905,591		未 払 金	31,947,636	378,323,738	21,316,517	
	118,823,061			企 業 債 (流 動 負 債)		238,726,192	119,903,131	
	25,205			前 受 金		25,205		
	219,110,206	29,161,139		預 り 金	35,274,597	254,609,779	35,499,573	
	2,041,000			引 当 金 (流 動 負 債)		2,041,000		
	2,085			そ の 他 流 動 負 債	4,007,418	31,970,371	31,968,286	
	1,155,216,478			繰 延 収 益		2,808,154,277	1,652,937,799	
				(資 本 勘 定)				
				自 己 資 本 金		839,947,043	839,947,043	
				資 本 剰 余 金		113,042,369	113,042,369	
				利 益 剰 余 金		219,037,487	219,037,487	
12,461,126,920	15,564,568,196	233,337,779		合 計	233,337,779	15,564,568,196	12,461,126,920	

水道事業会計試算表

令和6年12月末 現在

(単位：円)

借 方		勘 定 科 目	貸 方		
残 高	合 計		残 高		
	累 計			当 月	
			(収 益 勘 定)		
	116,985	11,143	営 業 収 益	35,013,812	354,897,597
			営 業 外 収 益		63,282,098
			特 別 利 益		
			(費 用 勘 定)		
201,790,630	201,790,630	28,649,841	営 業 費 用		
23,270,968	23,270,968		営 業 外 費 用		
			特 別 損 失		
			(資 産 勘 定)		
12,088,270,849	12,088,270,849	119,704,419	有 形 固 定 資 産		5,891,468,781
1,595,800	1,595,800		無 形 固 定 資 産		
99,656,392	913,803,486	31,821,364	現 金 預 金	122,043,118	814,147,094
			つ り 銭 資 金		
34,496,883	543,278,772	38,501,693	未 収 金	18,327,297	508,781,889
			貸 倒 引 当 金		5,169,604
8,971,955	27,755,795	74,990	貯 蔵 品	232,230	18,783,840
	50,000,000		短 期 貸 付 金		50,000,000
			前 払 費 用		
19,449,600	66,119,600	2,249,600	前 払 金	46,670,000	46,670,000
31,473,352	31,473,352	14,120,247	そ の 他 流 動 資 産		
			(負 債 勘 定)		
			企 業 債 (固 定 負 債)		3,094,880,099
			引 当 金 (固 定 負 債)		52,896,190
			一 時 借 入 金		
	440,364,920	83,357,699	未 払 金	113,811,021	492,134,759
	118,823,061		企 業 債 (流 動 負 債)		238,726,192
	25,205		前 受 金		25,205
	255,546,025	36,435,819	預 り 金	15,342,570	269,952,349
	2,041,000		引 当 金 (流 動 負 債)		2,041,000
	3,199	1,114	そ の 他 流 動 負 債	3,487,881	35,458,252
	1,155,216,478		繰 延 収 益		2,808,154,277
			(資 本 勘 定)		
			自 己 資 本 金		839,947,043
			資 本 剰 余 金		113,042,369
			利 益 剰 余 金		219,037,487
12,508,976,429	15,919,496,125	354,927,929	合 計	354,927,929	15,919,496,125

令和 7 年 1 月 30 日 受理

例 月 出 納 検 査 結 果 報 告

地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果について、次のとおり監査委員から提出があったので報告する。

令和 7 年 3 月 3 日

美唄市議会議長 谷 村 知 重

例 月 出 納 検 査 結 果 報 告

1 検査の範囲

令和 6 年度 10 月分、11 月分、12 月分
工業用水道事業会計

2 検査の期日

令和 6 年 11 月 22 日	10 月分
令和 6 年 12 月 23 日	11 月分
令和 7 年 1 月 22 日	12 月分

3 検査結果の概評

令和6年10月、11月、12月末日現在における工業用水道事業会計の経理状況は、別紙試算表のとおりであり、当該事業から提出された試算表並びに資金予算表と関係帳簿、書類を照査した結果、正確であると認められた。

工業用水道事業会計試算表

令和6年10月末 現在

(単位：円)

借		方		勘 定 科 目	貸		方	
残 高	合 計		合 計		残 高			
	累 計	当 月	当 月			累 計		
			(収 益 勘 定)					
			営 業 収 益		329,406	2,099,262	2,099,262	
			営 業 外 収 益			53,149,207	53,149,207	
			特 別 利 益					
			(費 用 勘 定)					
6,472,737	6,472,737	1,455,033	営 業 費 用					
2,027,259	2,027,259		営 業 外 費 用					
			特 別 損 失					
			(資 産 勘 定)					
2,508,551,239	2,508,551,239		有 形 固 定 資 産			1,420,804,912	1,420,804,912	
1,220,625	1,220,625		無 形 固 定 資 産					
53,404,918	74,998,863	407,355	現 金 預 金		2,726,229	21,593,945		
			つ り 銭 資 金					
9,001	61,520,938	362,343	未 収 金		407,355	61,511,937		
			貸 倒 引 当 金					
			短 期 貸 付 金					
			前 払 費 用					
			前 払 金					
407,913	407,913	114,976	そ の 他 流 動 資 産					
			(負 債 勘 定)					
			企 業 債 (固 定 負 債)			421,166,209	421,166,209	
			引 当 金 (固 定 負 債)					
			一 時 借 入 金					
	21,073,950	2,665,818	未 払 金		1,509,598	21,171,278	97,328	
	11,609,398		企 業 債 (流 動 負 債)			23,265,908	11,656,510	
			前 受 金					
	341,025	60,411	預 り 金		60,411	341,025		
	178,970		引 当 金 (流 動 負 債)			244,000	65,030	
			そ の 他 流 動 負 債		32,937	209,911	209,911	
	750,565,485		繰 延 収 益			1,227,417,568	476,852,083	
			(資 本 勘 定)					
			自 己 資 本 金			567,594,701	567,594,701	
			資 本 剰 余 金			95,697,999	95,697,999	
477,299,460	477,299,460		欠 損 金					
3,049,393,152	3,916,267,862	5,065,936	合 計		5,065,936	3,916,267,862	3,049,393,152	

工業用水道事業会計試算表

令和6年11月末 現在

(単位：円)

借		方		勘 定 科 目	貸		方	
残 高	合 計		合 計		残 高			
	累 計	当 月	当 月			累 計		
				(収 益 勘 定)				
				営 業 収 益	319,836	2,419,098	2,419,098	
				営 業 外 収 益	169	53,149,376	53,149,376	
				特 別 利 益				
				(費 用 勘 定)				
6,984,363	6,984,363	511,626		営 業 費 用				
2,027,259	2,027,259			営 業 外 費 用				
				特 別 損 失				
				(資 産 勘 定)				
2,508,551,239	2,508,551,239			有 形 固 定 資 産		1,420,804,912	1,420,804,912	
1,220,625	1,220,625			無 形 固 定 資 産				
53,227,640	75,351,259	352,396		現 金 預 金	529,674	22,123,619		
				つ り 銭 資 金				
8,590	61,872,923	351,985		未 収 金	352,396	61,864,333		
				貸 倒 引 当 金				
				短 期 貸 付 金				
				前 払 費 用				
				前 払 金				
421,605	421,605	13,692		そ の 他 流 動 資 産				
				(負 債 勘 定)				
				企 業 債 (固 定 負 債)		421,166,209	421,166,209	
				引 当 金 (固 定 負 債)				
				一 時 借 入 金				
	21,539,313	465,363		未 払 金	461,007	21,632,285	92,972	
	11,609,398			企 業 債 (流 動 負 債)		23,265,908	11,656,510	
				前 受 金				
	405,336	64,311		預 り 金	64,311	405,336		
	178,970			引 当 金 (流 動 負 債)		244,000	65,030	
				そ の 他 流 動 負 債	31,980	241,891	241,891	
	750,565,485			繰 延 収 益		1,227,417,568	476,852,083	
				(資 本 勘 定)				
				自 己 資 本 金		567,594,701	567,594,701	
				資 本 剰 余 金		95,697,999	95,697,999	
477,299,460	477,299,460			欠 損 金				
3,049,740,781	3,918,027,235	1,759,373		合 計	1,759,373	3,918,027,235	3,049,740,781	

工業用水道事業会計試算表

令和6年12月末 現在

(単位：円)

借		方		勘 定 科 目	貸		方	
残 高	合 計		合 計		残 高			
	累 計	当 月	当 月			累 計		
			(収 益 勘 定)					
			営 業 収 益	342,210	2,761,308	2,761,308		
			営 業 外 収 益		53,149,376	53,149,376		
			特 別 利 益					
			(費 用 勘 定)					
11,303,501	11,303,501	4,319,138	営 業 費 用					
2,027,259	2,027,259		営 業 外 費 用					
			特 別 損 失					
			(資 産 勘 定)					
2,508,551,239	2,508,551,239		有 形 固 定 資 産		1,420,804,912	1,420,804,912		
1,220,625	1,220,625		無 形 固 定 資 産					
49,741,874	75,628,250	276,991	現 金 預 金	3,762,757	25,886,376			
			つ り 銭 資 金					
108,026	62,249,350	376,427	未 収 金	276,991	62,141,324			
			貸 倒 引 当 金					
			短 期 貸 付 金					
			前 払 費 用					
			前 払 金					
762,158	762,158	340,553	そ の 他 流 動 資 産					
			(負 債 勘 定)					
			企 業 債 (固 定 負 債)		421,166,209	421,166,209		
			引 当 金 (固 定 負 債)					
			一 時 借 入 金					
	25,135,418	3,596,105	未 払 金	4,493,039	26,125,324	989,906		
	11,609,398		企 業 債 (流 動 負 債)		23,265,908	11,656,510		
			前 受 金					
	571,988	166,652	預 り 金	166,652	571,988			
	178,970		引 当 金 (流 動 負 債)		244,000	65,030		
			そ の 他 流 動 負 債	34,217	276,108	276,108		
	750,565,485		繰 延 収 益		1,227,417,568	476,852,083		
			(資 本 勘 定)					
			自 己 資 本 金		567,594,701	567,594,701		
			資 本 剰 余 金		95,697,999	95,697,999		
477,299,460	477,299,460		欠 損 金					
3,051,014,142	3,927,103,101	9,075,866	合 計	9,075,866	3,927,103,101	3,051,014,142		

令和 7 年 1 月 30 日 受理

例 月 出 納 検 査 結 果 報 告

地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果について、次のとおり監査委員から提出があったので報告する。

令和 7 年 3 月 3 日

美唄市議会議長 谷 村 知 重

例 月 出 納 検 査 結 果 報 告

1 検査の範囲

令和 6 年度 10 月分、11 月分、12 月分
下水道事業会計

2 検査の期日

令和 6 年 11 月 22 日	10 月分
令和 6 年 12 月 23 日	11 月分
令和 7 年 1 月 22 日	12 月分

3 検査結果の概評

令和6年10月、11月、12月末日現在における下水道事業会計の経理状況は、別紙試算表のとおりであり、当該事業から提出された試算表並びに資金予算表と関係帳簿、書類を照査した結果、正確であると認められた。

下水道事業会計試算表

令和6年10月末 現在

(単位: 円)

借		方		勘 定 科 目	貸		方	
残 高	合 計		合 計		残 高			
	累 計	当 月	当 月			累 計		
			(収 益 勘 定)					
	18,368	2,330	営 業 収 益		23,517,161	283,144,037	283,125,669	
			営 業 外 収 益			412,809,794	412,809,794	
			特 別 利 益					
			(費 用 勘 定)					
132,883,313	132,883,313	8,528,902	営 業 費 用					
39,443,977	39,443,977		営 業 外 費 用					
			特 別 損 失					
			(資 産 勘 定)					
20,651,326,754	20,651,326,754	35,724,767	有 形 固 定 資 産			792,362,765	792,362,765	
10,202,464	10,202,464		無 形 固 定 資 産					
207,912,176	1,143,065,899	49,201,544	現 金 預 金		15,285,486	935,153,723		
10,000	10,000		つ り 銭 資 金					
36,105,159	955,414,806	39,013,876	未 収 金		49,204,107	919,309,647		
			貸 倒 引 当 金			1,601,053	1,601,053	
			前 払 費 用					
19,368,300	36,108,300		前 払 金		8,200,000	16,740,000		
17,854,415	17,854,415	4,190,232	そ の 他 流 動 資 産					
			(負 債 勘 定)					
			企 業 債 (固 定 負 債)			7,074,631,662	7,074,631,662	
			引 当 金 (固 定 負 債)			77,289,171	77,289,171	
	50,000,000		一 時 借 入 金			50,000,000		
	841,657,502	14,647,413	未 払 金		39,605,828	869,973,409	28,315,907	
	462,857,255		企 業 債 (流 動 負 債)			926,645,245	463,787,990	
			前 受 金					
	4,448,755	638,306	そ の 他 流 動 負 債		2,989,788	23,809,707	19,360,952	
	2,941,000		引 当 金 (流 動 負 債)			2,941,000		
	573,270,332		繰 延 収 益		13,145,000	9,748,097,913	9,174,827,581	
			(資 本 勘 定)					
			自 己 資 本 金			2,538,105,129	2,538,105,129	
			資 本 剰 余 金			2,436,363	2,436,363	
	469,146,054		利 益 剰 余 金			715,598,576	246,452,522	
21,115,106,558	25,390,649,194	151,947,370	合 計		151,947,370	25,390,649,194	21,115,106,558	

下水道事業会計試算表

令和6年11月末 現在

(単位：円)

借		方		勘 定 科 目	貸		方	
残 高	合 計		合 計		残 高			
	累 計	当 月	当 月			累 計		
				(収 益 勘 定)				
	18,368			営 業 収 益	34,180,522	317,324,559	317,306,191	
				営 業 外 収 益		412,809,794	412,809,794	
				特 別 利 益				
				(費 用 勘 定)				
151,914,525	152,367,525	19,484,212		営 業 費 用	453,000	453,000		
39,443,977	39,443,977			営 業 外 費 用				
				特 別 損 失				
				(資 産 勘 定)				
20,657,410,607	20,657,410,607	6,083,853		有 形 固 定 資 産		792,362,765	792,362,765	
10,202,464	10,202,464			無 形 固 定 資 産				
201,810,132	1,171,549,841	28,483,942		現 金 預 金	34,585,986	969,739,709		
10,000	10,000			つ り 銭 資 金				
45,219,789	993,013,378	37,598,572		未 収 金	28,483,942	947,793,589		
				貸 倒 引 当 金		1,601,053	1,601,053	
				前 払 費 用				
16,498,300	36,108,300			前 払 金	2,870,000	19,610,000		
20,083,120	20,128,420	2,274,005		そ の 他 流 動 資 産	45,300	45,300		
				(負 債 勘 定)				
				企 業 債 (固 定 負 債)		7,074,631,662	7,074,631,662	
				引 当 金 (固 定 負 債)		77,289,171	77,289,171	
	50,000,000			一 時 借 入 金		50,000,000		
	875,607,295	33,949,793		未 払 金	23,837,577	893,810,986	18,203,691	
	462,857,255			企 業 債 (流 動 負 債)		926,645,245	463,787,990	
				前 受 金				
	5,084,948	636,193		そ の 他 流 動 負 債	4,054,243	27,863,950	22,779,002	
	2,941,000			引 当 金 (流 動 負 債)		2,941,000		
	573,270,332			繰 延 収 益		9,748,097,913	9,174,827,581	
				(資 本 勘 定)				
				自 己 資 本 金		2,538,105,129	2,538,105,129	
				資 本 剰 余 金		2,436,363	2,436,363	
	469,146,054			利 益 剰 余 金		715,598,576	246,452,522	
21,142,592,914	25,519,159,764	128,510,570		合 計	128,510,570	25,519,159,764	21,142,592,914	

下水道事業会計試算表

令和6年12月末 現在

(単位：円)

借		方		勘 定 科 目	貸		方	
残 高	合 計		合 計		残 高			
	累 計	当 月	当 月			累 計		
			(収 益 勘 定)					
	27,998	9,630	営 業 収 益	22,171,050	339,495,609	339,467,611		
			営 業 外 収 益		412,809,794	412,809,794		
			特 別 利 益					
			(費 用 勘 定)					
178,894,603	179,347,603	26,980,078	営 業 費 用		453,000			
39,443,977	39,443,977		営 業 外 費 用					
			特 別 損 失					
			(資 産 勘 定)					
20,665,014,410	20,665,014,410	7,603,803	有 形 固 定 資 産		792,362,765	792,362,765		
10,202,464	10,202,464		無 形 固 定 資 産					
192,257,844	1,206,199,614	34,649,773	現 金 預 金	44,202,061	1,013,941,770			
10,000	10,000		つ り 銭 資 金					
35,331,480	1,017,785,432	24,772,054	未 収 金	34,660,363	982,453,952			
			貸 倒 引 当 金		1,601,053	1,601,053		
			前 払 費 用					
21,836,600	41,446,600	5,338,300	前 払 金		19,610,000			
22,798,977	22,844,277	2,715,857	そ の 他 流 動 資 産		45,300			
			(負 債 勘 定)					
			企 業 債 (固 定 負 債)		7,074,631,662	7,074,631,662		
			引 当 金 (固 定 負 債)		77,289,171	77,289,171		
	50,000,000		一 時 借 入 金		50,000,000			
	912,739,086	37,131,791	未 払 金	35,567,768	929,378,754	16,639,668		
	462,857,255		企 業 債 (流 動 負 債)		926,645,245	463,787,990		
			前 受 金					
	6,817,878	1,732,930	そ の 他 流 動 負 債	3,949,074	31,813,024	24,995,146		
	2,941,000		引 当 金 (流 動 負 債)		2,941,000			
	573,270,332		繰 延 収 益	383,900	9,748,481,813	9,175,211,481		
			(資 本 勘 定)					
			自 己 資 本 金		2,538,105,129	2,538,105,129		
			資 本 剰 余 金		2,436,363	2,436,363		
	469,146,054		利 益 剰 余 金		715,598,576	246,452,522		
21,165,790,355	25,660,093,980	140,934,216	合 計	140,934,216	25,660,093,980	21,165,790,355		

議案第 18 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例制定の件

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を
次のように制定するものとする。

令和 7 年 3 月 3 日提出

美唄市長 桜井 恒

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に
関する条例

(美唄市給与条例の一部改正)

第 1 条 美唄市給与条例(昭和 27 年条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 36 条の 2 第 3 号及び第 4 号並びに第 36 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 5 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(美唄市消防団条例の一部改正)

第 2 条 美唄市消防団条例(昭和 31 年条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号及び第 5 条第 4 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(美唄市非常勤消防団員にかかる退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第 3 条 美唄市非常勤消防団員にかかる退職報償金の支給に関する条例(昭和 39 年条例第 43 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(美唄市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第 4 条 美唄市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和 5 年条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

附則第 6 項及び附則第 7 項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 67 号。以下「刑法等一部改正法」という。)第 2 条の規定による改正前の刑法(明治 40 年法律第 45 号。以下この項において「旧刑法」という。)第 12 条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)(又は旧刑法第 13 条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

(人の資格に関する経過措置)

- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

(美唄市給与条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和 4 年法律第 68 号)並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。))が定められている罪につき起訴をされた者は、第 1 条の規定による改正後の美唄市給与条例第 36 条の 3 第 1 項(第 1 号に係る部分に限る。))及び第 5 項(第 1 号に係る部分に限る。))の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

議案第 19 号

美唄市職員等の旅費に関する条例の一部改正の件

美唄市職員等の旅費に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 7 年 3 月 3 日提出

美唄市長 桜井 恒

美唄市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

美唄市職員等の旅費に関する条例(昭和 30 年条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「定額の」及び「定額から」を削る。

第 8 条中「定額を異にする」を「額を異にする」に、「額の多い定額」を「多い額」に改める。

第 15 条中「別表」を「別表第 1」に改める。

第 16 条第 1 項中「別表の定額」を「別表第 1 の額を上限とした実費額」に改め、同条第 2 項を削る。

第 17 条第 1 項中「及び第 16 条」及び「、宿泊料」を削る。

第 18 条第 2 号中「宿泊料定額」を「別表第 1 の額を上限とした実費額」に改め、同条第 3 号中「路程に応じ、別表の移転料定額(扶養親族を移転しない場合は、その 5 割に相当する額)による移転料」を「別表第 2 に定める上限額の範囲内で移転料の実費額を支給し」に改める。

第 24 条を次のように改める。

(移転料)

第 24 条 移転料は、運送事業者(貨物自動車運送事業法(平成元年法律第 83 号)第 2 条第 1 項に規定する貨物自動車運送事業を經營する者をいう。)により移転に伴う家財の輸送を行う場合、別表第 2 に定める上限額の範囲内で実費額を支給する。

2 前項の規定による移転料の支給があった場合において、赴任の際移転しなかった当該職員の扶養親族を赴任を命ぜられた日の翌日から 1 年以内

に移転するときの移転料は、別表第 2 に定める上限額の範囲内で実費額を支給する。ただし、前項及びこの項の規定により既に支給された額（以下この項において「既支給額」という。）との合計額が当該職員の赴任に係る別表第 2 に定める上限額を超えるときは、当該上限額から既支給額を減じた額とする。

- 3 任命権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項に規定する期間を延長することができる。

第 25 条中「別表」を「別表第 1」に、「宿泊料定額」を「別表第 1 の額を上限とした宿泊料実費額」に改める。

第 26 条第 1 項第 2 号中「第 24 条第 1 項第 3 号」を「第 24 条第 2 項」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第 15 条、第 16 条、第 18 条、第 25 条関係)

旅費の等級	職種	日当 (1 日につき)	宿泊料上限額 (1 夜につき)	
			北海道外	北海道内
1 等級	市長	円 1, 250	円 19, 000	円 13, 000
2 等級	副市長 教育長 病院事業管理者	1, 150		
3 等級	上記以外の職にある者	1, 100		

別表を別表第 1 とし、同表の次に次の 1 表を加える。

別表第 2(第 18 条、第 24 条関係)

区分	上限額
旧勤務場所及び新勤務場所がいずれも北海道内である場合	円 374, 000
旧勤務場所及び新勤務場所のいずれかが北海道外である場合	円 558, 000

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 18 条第 3 号、第 24 条、第 26 条及び別表第 2 の改正規定は、公布の日から施行し、令和 7 年 3 月 1 日から適用する。

議案第 20 号

美唄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正の件

美唄市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 7 年 3 月 3 日提出

美唄市長 桜井 恒

美唄市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

美唄市特別職の職員の給与に関する条例(昭和 32 年条例第 20 号)の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

- 30 市長の給料月額については、美唄市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和 年条例第 号)の施行の日から 1 月間に限り、第 2 条の規定にかかわらず、同条に定める額に 100 分の 90 を乗じて得た額とする。この場合において、第 3 条の 2 に規定する退職手当の算定の基礎とする給料月額については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 21 号

美唄市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正の件

美唄市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 7 年 3 月 3 日提出

美唄市長 桜井 恒

美唄市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

美唄市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成 5 年条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条の 3 第 2 項中「3 歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。

第 7 条の 4 第 1 項中「定める者」の次に「(第 7 条の 6 第 1 項において「配偶者等」という。)」を加える。

第 7 条の 5 の次に次の 2 条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第 7 条の 6 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が 40 歳に達した日の属する年度(4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第7条の7 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の美唄市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第5条の3第2項の規定による請求(3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。)を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

議案第 22 号

美唄市基金条例の一部改正の件

美唄市基金条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 7 年 3 月 3 日提出

美唄市長 桜井 恒

美唄市基金条例の一部を改正する条例

美唄市基金条例(令和 3 年条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表美唄市過疎地域持続的発展特別事業基金の項の次に次のように加える。

美唄市 DX 推進 基金	DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推 進に要する費用の財源に充てるため
-----------------	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 23 号

美唄市過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更の件

美唄市過疎地域持続的発展市町村計画の一部を次のように変更するものとする。

令和 7 年 3 月 3 日提出

美唄市長 桜井 恒

美唄市過疎地域持続的発展市町村計画の一部を変更する計画

美唄市過疎地域持続的発展市町村計画(令和 3 年 12 月 20 日議決)の一部を次のように変更する。

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進(3)計画 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の部(8)過疎地域持続的発展特別事業 健康づくりの款の次に次のように加える。

(9) その他	総合福祉センター整備事業 (内容) 社会福祉拠点施設の利便性・安全性等を維持するとともに、建物の長寿命化を図るもの。	美唄市	
---------	---	-----	--

議案第 24 号

岩見沢市との定住自立圏の形成に関する協定の締結の件

次のとおり協定を締結することについて、定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例(令和 6 年条例第 23 号)の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 3 日提出

美唄市長 桜井 恒

1 協定の相手方

岩見沢市鳩ヶ丘 1 丁目 1 番 1 号

岩見沢市長 松野 哲

2 趣旨

南空知圏域の人口減少や高齢化といった諸課題に対し、構成市町が役割分担を行い、行政事務の効率化や、住民に対する質の高いサービスの維持を図ることで将来に渡り誰もが安心して住み続けられる定住自立圏形成に向けて、岩見沢市との間で協定を締結する。

3 協定の概要

(1) 目的

本市と岩見沢市が相互に役割分担をし、連携を図りながら、圏域に必要な都市機能及び生活機能を確保し、安心して暮らすことのできる定住自立圏を形成すること。

(2) 連携して取り組む政策分野

生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化、資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係る政策分野

(3) 変更等の手続

あらかじめ議会の議決を経た上で、本市と岩見沢市との間で協議により行う。

議案第 25 号

美唄市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び美唄市税条例の一部改正の件

美唄市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び美唄市税条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 7 年 3 月 3 日提出

美唄市長 桜井 恒

美唄市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び美唄市税条例の一部を改正する条例

(美唄市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第 1 条 美唄市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成 27 年条例第 27 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改め、同条第 4 号中「第 2 条第 12 項」を「第 2 条第 13 項」に改め、同条第 5 号中「第 2 条第 14 項」を「第 2 条第 15 項」に改める。

(美唄市税条例の一部改正)

第 2 条 美唄市税条例(昭和 31 年条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 39 条第 9 項中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

第 61 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 91 条第 2 項第 2 号中「同条第 15 項」を「同条第 16 項」に改める。

第 134 条の 2 の 2 第 2 項第 1 号中「同条第 15 項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 16 項」に改める。

第 161 条第 1 号及び附則第 29 条の 6 第 1 号中「同条第 15 項」を「同条第 16 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 26 号

美唄市非常勤消防団員にかかる退職報償金の支給に関する条例の一部
改正の件

美唄市非常勤消防団員にかかる退職報償金の支給に関する条例の一部を次
のように改正するものとする。

令和 7 年 3 月 3 日提出

美唄市長 桜井 恒

美唄市非常勤消防団員にかかる退職報償金の支給に関する条例
の一部を改正する条例

美唄市非常勤消防団員にかかる退職報償金の支給に関する条例(昭和 39
年条例第 43 号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第 2 条関係)

退職報償金支給額表

階級	勤務年数						
	5 年以上 10 年未満	10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満	25 年以上 30 年未満	30 年以上 35 年未満	35 年以上
団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000	1,079,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	1,009,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	949,000
副分団 長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	909,000
部長及 び班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	834,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の美唄市非常勤消防団員にかかる退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

議案第 27 号

美唄市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件

美唄市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 7 年 3 月 3 日提出

美唄市長 桜井 恒

美唄市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

美唄市消防団員等公務災害補償条例(昭和 41 年条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「9,100 円」を「9,700 円」に改め、同号ただし書中「14,200 円」を「14,500 円」に改め、同条第 3 項中「又は第 3 号から第 6 号までのいずれか」を削り、「217 円」を「100 円」に、「333 円」を「383 円を、第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 217 円」に改め、同条第 4 項中「(以下この項において「特定期間」という。)」を削り、「特定期間」を「当該期間」に改める。

別表中

「

円	円	円
12,500	13,350	14,200
10,800	11,650	12,500
9,100	9,950	10,800

」

を

「

円	円	円
12,900	13,700	14,500
11,300	12,100	12,900
9,700	10,500	11,300

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の美唄市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 2 項及び第 3 項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた美唄市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 1 項に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第 4 条第 3 号に規定する傷病補償年金、同条第 4 号イに規定する障害補償年金及び同条第 6 号イに規定する遺族補償年金(以下「傷病補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第 28 号

美唄市の特定の事務の南美唄郵便局における取扱いに関する規約の
廃止の件

次のとおり規約を廃止することについて、地方公共団体の特定の事務
の郵便局における取扱いに関する法律(平成 13 年法律第 120 号)第 3 条第
5 項の規定において準用する同条第 3 項の規定により、議会の議決を求め
る。

令和 7 年 3 月 3 日提出

美唄市長 桜井 恒

1 廃止の趣旨

南美唄郵便局に委託している証明書交付事務の委託契約が、令和 7 年
3 月 31 日をもって終了することに伴い、美唄市の特定の事務の南美唄郵
便局における取扱いに関する規約(平成 18 年告示第 57 号)を廃止するも
の。

2 廃止期日

令和 7 年 3 月 31 日

議案第 29 号

美唄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部改正の件

美唄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 7 年 3 月 3 日提出

美唄市長 桜井 恒

美唄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例

美唄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例(平成 26 年条例第 32 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第 36 条第 1 項中「第 42 条第 3 項第 1 号」を「第 42 条第 3 項」に改める。

第 41 条中第 9 項を第 11 項とし、第 4 項から第 8 項までを 2 項ずつ繰り下げ、第 3 項を次のように改める。

3 前項各号の代替保育連携協力者とは、第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

- (1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業 A 型事業者等
- (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業 A 型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

第 41 条第 3 項を同条第 5 項とし、同条第 2 項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第 2 号」を「第 1 項第 2 号」に改め、同項各号を次のように改め、同項を同条第 4 項とする。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第 41 条第 1 項中「第 5 項」を「第 7 項」に改め、同項第 1 号中「を行う」を「(次項において「保育内容支援」という。)を実施する」に改め、同項の次に次の 2 項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第 1 号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者(第 5 項において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。)であって、第 1 項第 1 号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第 5 項中「10 年」を「15 年」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 30 号

美唄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正の件

美唄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 7 年 3 月 3 日提出

美唄市長 桜井 恒

美唄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

美唄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年条例第 31 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 1 号中「を行う」を「(次項において「保育内容支援」という。)を実施する」に改め、同条中第 5 項を第 7 項とし、第 4 項を第 6 項とし、第 3 項を次のように改める。

3 前項各号の代替保育連携協力者とは、第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

- (1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業 A 型事業者等
- (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業 A 型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

第 7 条第 3 項を同条第 5 項とし、同条第 2 項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第 2 号」を「第 1 項第 2 号」に、「適用しないことができる。」を「適用しないこととすることができる。」に改め、同項中第 2 号を第 4 号とし、第 1 号を第 3 号とし、同項に第 1 号及び第 2 号として次の 2 号を加え、同項を同条第 4 項とする。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第 7 条第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第 1 号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第 28 条に規定する小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者(第 5 項において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。)であって、第 1 項第 1 号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第 17 条第 1 項第 2 号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

第 30 条、第 32 条、第 45 条及び第 48 号中「20 人」を「15 人」に、「30 人」を「25 人」に改める。

附則第 3 項中「10 年」を「15 年」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 31 号

美唄市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正の件

美唄市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 7 年 3 月 3 日提出

美唄市長 桜井 恒

美唄市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

美唄市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例(平成 27 年条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項中「その員数」の次に「(地域包括支援センター運営協議会が第 1 号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)によることができる。次項において同じ。)」を加え、同項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第 1 号被保険者の数について、おおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに前項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ前項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、前項各号に掲げる者のうちから 2 人とする。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 32 号

美唄市間口除雪事業条例の一部改正の件

美唄市間口除雪事業条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 7 年 3 月 3 日提出

美唄市長 桜井 恒

美唄市間口除雪事業条例の一部を改正する条例

美唄市間口除雪事業条例(平成 13 年条例第 14 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「身体障害者」を「身体障がい者」に改める。

第 2 条第 2 号中「その障害」を「その障がい」に、「重度身体障害者」を「重度身体障がい者」に改め、同条第 3 号中「と重度身体障害者」を「及び重度身体障がい者」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項に定める間口除雪事業の対象世帯のうち、次のいずれかに該当する世帯は、歩道除雪路線を含めるものとする。

(1) 70 歳以上で構成されている世帯であり、当該世帯が介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)による要介護認定又は要支援認定を受けている者のみで構成されている世帯

(2) 前項第 2 号及び第 3 号に規定する世帯

(3) 市長が特に間口除雪に加え歩道除雪路線の除雪が必要と認めた世帯
第 5 条に次のただし書を加える。

ただし、歩道除雪路線排雪負担金については、第 2 条第 2 項に規定する対象世帯に限り徴収するものとする。

第 5 条の表を次のように改める。

世帯区分	間口除雪負担金 額 (1 実施期間に つき)	歩道除雪路線排雪 負担金額 (1 実施期 間につき)
(1) 生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) による被保護世帯	0 円	0 円
(2) 前年の合計所得金額と課税年 金収入額の合計が 80 万円以下の者 のみで構成されている市民税非課税 世帯	10,000 円	20,000 円
(3) (2) 以外の市民税非課税世帯	12,000 円	
(4) 市民税課税世帯	24,000 円	

第 7 条中「翌年 3 月 31 日」の次に「まで」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 33 号

美唄市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正の件

美唄市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 7 年 3 月 3 日提出

美唄市長 桜井 恒

美唄市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

美唄市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成 25 年条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条及び第 4 条を次のように改める。

(布設工事監督者の資格)

第 3 条 法第 12 条第 2 項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3 年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この項において「水道等」という。)に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (2) 学校教育法による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

- (3) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校(次号において「短期大学等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (5) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校(次号において「高等学校等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (8) 第1号又は第2号の卒業生であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては2年以上、第2号の卒業生にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(それぞれ

当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(10) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。)であって、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格したものであって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

2 簡易水道事業、給水人口が5万人以下である水道事業又は1日最大給水量が2万5,000立方メートル以下である水道用水供給事業の用に供する水道(以下「簡易水道等」という。)については、前項第1号中「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この項において「水道等」という。)に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」とあるのは「1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第2号中「4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」とあるのは「2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第3号中「5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」とあるのは「2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第4号中「6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」とあるのは「3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第5号中「7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」とあるのは「3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第6号中「8年以上水道等に関

する技術上の実務に従事した経験を有する者(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」とあるのは「4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第7号中「10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」とあるのは「5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」とそれぞれ読み替えるものとする。

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、同項第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については5年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)を修めて卒業した後、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 前条第1項第1号、第3号及び第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した後、同項第1号に規定する学校の卒業生については5年(簡易水道等の場合は、2年6月)以上、同項第3号に規定する学校の卒業生については7年(簡易水道等の場合は、3年6月)以上、同項第5号に規定する学校の卒業生については9年(簡易

水道等の場合は、4 年 6 月) 以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (5) 外国の学校において、第 1 号若しくは第 2 号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数(簡易水道等の場合は、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数の 2 分の 1) 以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者
- (7) 技術士法第 4 条第 1 項の規定による第 2 次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であって、1 年(簡易水道等の場合は、6 月) 以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 建設業法施行令第 34 条第 1 項及び第 2 項の規定による土木施工管理に係る 1 級の技術検定に合格した者であって、3 年(簡易水道等の場合は、1 年 6 月) 以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和6年度

美唄市一般会計補正予算(第12号)

令和6年度 美唄市一般会計補正予算(第12号)

令和6年度美唄市一般会計補正予算(第12号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,821千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,648,040千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和7年3月3日提出

美唄市長 桜井 恒

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 道支出金		1,344,065	10,463	1,354,528
	2 道補助金	649,439	10,463	659,902
21 繰越金		308,206	58	308,264
	1 繰越金	308,206	58	308,264
23 市債		2,076,100	3,300	2,079,400
	1 市債	2,076,100	3,300	2,079,400
歳入合計		20,634,219	13,821	20,648,040

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 農林費		1,325,765	13,821	1,339,586
	1 農業費	1,286,466	13,821	1,300,287
歳出合計		20,634,219	13,821	20,648,040

第2表 繰越明許費補正

追加

款	項	事業名	金額(千円)	事業の概要
6 農林費	1 農業費	次世代農業促進生産基盤整備 特別対策事業	9,883	中村第1地区用水路 峰延1地区取水施設1式、 洪水吐1式、上流押さえ盛土 峰延2地区付帯工1式
9 消防費	1 消防費	消防車両整備事業	27,840	光珠内分団車購入

第3表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業基盤 整備債	千円 93,000	普通貸借 (証書借入) 又は 証券発行 (登録債)	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、その融資条件によるものとし、銀行その他の場合には、借入先と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還することができる。	千円 96,300	普通貸借 (証書借入) 又は 証券発行 (登録債)	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、その融資条件によるものとし、銀行その他の場合には、借入先と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還することができる。

令和6年度

美唄市一般会計補正予算説明書(第12号)

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
17 道支出金	1,344,065	10,463	1,354,528
21 繰越金	308,206	58	308,264
23 市債	2,076,100	3,300	2,079,400
歳入合計	20,634,219	13,821	20,648,040

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
6 農林費	1,325,765	13,821	1,339,586
歳出合計	20,634,219	13,821	20,648,040

2 歳入

款 項 目			補正前の額	補正額	計
17		道支出金	1,344,065	10,463	1,354,528
	2	道補助金	649,439	10,463	659,902
	4	農林費道補助金	565,993	10,463	576,456
21		繰越金	308,206	58	308,264
	1	繰越金	308,206	58	308,264
	1	繰越金	308,206	58	308,264
23		市債	2,076,100	3,300	2,079,400
	1	市債	2,076,100	3,300	2,079,400
	5	農林債	304,200	3,300	307,500

(一般会計)

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	道支出金	地 方 債	そ の 他	
	10,463	3,300		58
	10,463	3,300		58

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
16 次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業補助金	3,357	次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業
27 農業水利施設省エネルギー化推進対策事業支援金	7,106	水利施設管理強化事業
1 繰越金	58	
1 農業基盤整備債	3,300	次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
6		農林費	1,325,765	13,821	1,339,586	13,763	58
	1	農業費	1,286,466	13,821	1,300,287	13,763	58
	6	土地改良費	560,307	7,106	567,413	道支出金 7,106	
	7	ほ場整備費	224,973	6,715	231,688	道支出金 3,357 市債 3,300	58

(一般会計)

(単位：千円)

節			
区 分	金 額	説 明	
		土地改良事業に要する経費	
18 負担金補助及び交付金	7, 106	水利施設管理強化事業	7, 106
		ほ場整備及び土地改良センター運営に要する経費	
18 負担金補助及び交付金	6, 715	次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業	6, 715

事業費調

(単位：千円)

款	事業名				
農林費	次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業				
区 分	予算額	うち普通建設	普通建設事業財源内訳		計 画 の 概 要
			特定財源	一般財源	
補 正 前	12,355	12,355	12,277	78	基幹水利施設整備(負担金) 大富20号地区 峰延1地区 中村第1地区 峰延2地区
補 正	6,715	6,715	6,657	58	基幹水利施設整備(負担金) 中村第1地区 峰延1地区
補 正 後	19,070	19,070	18,934	136	基幹水利施設整備(負担金) 大富20号地区 峰延1地区 中村第1地区 峰延2地区